

第6章 給 与

○匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例

昭和 45 年 11 月 2 日
条例第 2 号

改正 昭和 47 年 3 月 6 日条例第1号 昭和 49 年 3 月 20 日条例第1号
平成 18 年 1 月 23 日条例第1号 平成 21 年 2 月 19 日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、組合議会の議長、副議長及び議員の議員報酬並びに費用弁償の額及び支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 組合議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。

議長 年額 12,000 円

副議長 年額 11,000 円

議員 年額 1万円

(支給の方法)

第3条 議長及び副議長には、その選挙された当月分から議員にはその職についた当月分からそれぞれ議員報酬を支給する。

第4条 議長、副議長及び議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は、組合議会解散によりその職を離れた時は、その当月分までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。

2 第2条及び前項に定めるもののほか議長、副議長及び議員の議員報酬の支給方法については一般職の職員の給与の例による。

(費用弁償)

第5条 議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、匝瑳市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(平成 18 年条例第 38 号)の例によるものとする。

3 前項に定めるもののほか議員の旅費の支給方法については、一般職の職員に支給する旅費の例による。

(補則)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 45 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 47 年 3 月 6 日条例第1号)

この条例は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 49 年 3 月 20 日条例第1号)

この条例は、昭和 49 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年 1 月 23 日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年 2 月 19 日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。